

(別添)

アスベスト問題に関する政府の過去の対応の検証について

平成17年8月26日

アスベスト問題に関する過去の対応については、去る7月29日に取りまとめられた「アスベスト問題への当面の対応」において、8月までに検証を行うこととしていたところであり、各省庁において検証作業が進められてきた。各省庁における検証結果は別添 - ~ - のとおりであり、そのポイントは以下のとおりである。

過去の経緯等について、さらに9月に向けて精査することが必要であると判断した部分もある。また、今回の検証結果や各省庁の公表資料を基に、社会的にも検証がなされていくものとする。

1 アスベストの有害性についての国際的な知見が確立したのは、昭和47年(1972年)のILO、WHOの専門家会合でのがん原性の指摘であり、旧労働省及び旧環境庁においては、昭和47年当時にはアスベストの危険性について認識していた。

2 旧労働省においては、それまでも粉じん対策の一環としてアスベスト問題に取り組んでいたが、昭和50年(1975年)には吹付け作業の禁止、石綿粉じんを発生しやすい特定の作業における原則湿潤化を行うなど、代替化の促進を図りつつ、管理使用により規制を強化してきた。

その後、昭和61年(1986年)には、クロシドライト(青石綿)の使用禁止と代替が困難な場合の禁止の緩和を規定するILO石綿条約が採択された(アモサイト(茶石綿)及びクリソタイル(白石綿)については管理使用を規定)。

諸外国では、クロシドライト及びアモサイトの禁止を行ったのは、ドイツが平成5年(1993年)、フランスが平成9年(1997年)となっており、米国では、現在でも一部使用が可能となっている。一方、我が国では、クロシドライトの使用がないことが平成元年(1989年)に確認でき、アモサイトの代替化の促進の状況を踏まえて平成7年(1995年)に両物質の使用等を禁止しているが、そうした取組については諸外国の動向と

比較して、なお精査することが必要である。

- 3 また、旧環境庁においても、昭和52年（1977年）から大気中のアスベスト濃度のモニタリングを行い、我が国の環境の実態を把握してきた。その結果、一般国民への健康影響は少ないと評価していた。大気汚染防止法の改正による規制の導入が平成元年（1989年）まで行われなかったことについては、当時においては、

完全な科学的確実性がなくても、深刻な被害をもたらすおそれがある場合には対策を遅らせてはならないという考え方（予防的アプローチ）が浸透していなかった

環境庁の任務は、汚染物質が工場外に出ることの防止（エンド・オブ・パイプ対策）に限られるという認識が強かったため、総合的にアスベスト問題を捉える視点に欠け、環境庁の限られた所管の範囲内では対策を行っていなかった

ことが原因と考えられ、今後とも精査することとしている。

- 4 この間、昭和62年（1987年）に学校等における吹付けアスベストが大きな社会問題となったことを契機に、各省庁でも様々な取組が行われるとともに、平成2年（1990年）には「石綿対策関係省庁連絡会議」が開催されるなど、関係省庁間での一定の情報提供、情報交換等が行われていたが、旧労働省及び旧環境庁を中心に実施された様々な調査・研究の成果等が政府全体として共有され、関係省庁の十分な連携が図られていたかということについては、必ずしも十分であったとはいえず、反省の余地がある。今後、こうした問題についての関係省庁間の連携を確実なものとするための体制について、9月までに検討する。

別添 - 厚生労働省
別添 - 環境省
別添 - 防衛庁
別添 - 消防庁
別添 - 文部科学省
別添 - 経済産業省
別添 - 国土交通省